

**災害ボランティアセンター
設置・運営マニュアル
(改訂版)**

**令和4年6月
東大阪市社会福祉協議会**

社協が災害ボランティアセンターに関わる意義

社会福祉協議会は、なぜ災害ボランティアセンターに関わるのか？

阪神淡路大震災以降、災害時におけるボランティア活動については非常に社会的関心が高く、またそのコーディネートに関わる災害ボランティアセンターの役割や機能についても注目されている。

被災直後の地域住民同士の助けあいから、本格的な復興にむけての取り組みまで、平時からの地域でのつながりが最も大切である。日ごろから地域福祉推進の中心として活動実践をしている社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地元市町村が被災した場合、率先して日ごろの活動をいかし、地域住民とともにその地域を支援する役割を担っている。その中で被災者と被災地支援ボランティアをつなぐ「災害ボランティアセンター」は、大きな柱として位置づけられており災害ボランティアセンターと社協は連動する関係であるといえる。

東大阪市社協が、災害ボランティアセンターを設置・運営することが効率的であるポイント

- 日ごろから地域福祉の推進役として地域住民・各種団体とともに連携している。
- 校区福祉委員会、民生委員児童委員等とともに小地域ネットワーク事業を展開している。
- 要援護支援の取り組み、対応を行っている。
- 行政機関と十分に連携をしている。
- 日ごろからボランティアセンターを運営し、様々な団体と協働の実践をしている。
- 全国の社協ネットワークをもっており、人的、物資的支援を活用できる。
- 青年会議所やライオンズクラブ等の組織と災害時支援協定を締結しており、人的、物資的支援を活用できる。
- 復興後の地域づくりの場としての機能が期待できる。

災害時の取り組みは、決してその時の一時的なものを指しているのではない。

東大阪市社協では、災害時の被災者支援活動を円滑に進めるためには、平時から地縁組織をはじめとする各種福祉団体・関係機関等と連携し、ネットワーク構築を図り、調査・研究・訓練を継続的に行っていく必要があるため、常設型の「災害ボランティアセンター」を設置している。

災害時には災害ボランティアセンターの役割が速やかに発揮され、いち早い地域復興のための支援する体制を創設する。

本マニュアルは、大規模な災害が発災した状況を想定し「被災者の日常生活への復旧支援」を目的に展開される災害ボランティア活動を関係機関や市民活動団体等と協力しながら、効果的・効率的に展開することを目的として作成する。

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル

当マニュアルは、災害ボランティアセンターの運営にあたり、基本的事項を明らかにすることを目的に作成する。災害の規模、災害ボランティアセンターを運営するスタッフ数等の条件によって、臨機応変な対応が求められることから当マニュアルを応用的に活用するものとする。

第1章 基本事項	1
1. 機能	
2. 設置場所	
3. 体制・運営	
第2章 センターの運営	13
1. 開設時間	
2. 設置期間	
3. センター配置	
4. ボランティア受入れからコーディネートまでの流れ	
5. 運営会議の開催	
6. コーディネーターの支援	
7. 運営管理	
8. 広報	
9. 財務	
10. 記録	
第3章 ボランティアニーズへの対応	28
1. ニーズ受理の判断基準	
2. ニーズの受付、受理の決定	
3. ニーズ受付の流れ	
第4章 災害時ボランティアコーディネートの概要	34
1. 事前オリエンテーション	
2. 受付手順	
3. 活動オリエンテーション	
4. 車両でのボランティア移送・資機材搬送の手順	
5. 資機材の貸し出し手順	
6. 活動後のフォロー	
第5章 センターの閉鎖時期	46
1. センターの閉鎖に向けた取り組み	
2. センターの設置から閉鎖まで(時系列)	

災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル
＜改訂版＞

発行 東大阪市社会福祉協議会

発行年月 令和4年6月
